



島根県報

令和8年9月1日（火）

第 7 5 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定（3件）	（農 業 経 営 課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	4
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ 〃 ）	5
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	7

【公 告】

令和8年度後期技能検定試験の実施	（雇 用 政 策 課）	7
------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県第7期全県域WAN構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情報システム推進課）	11
-------------------------------------	-------------	----

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの令和7年度の信託事務及び信託財産の状況	（女性活躍推進課）	12
-----------------------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第498号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市伯太町西母里1441番1	田	1,216
安来市伯太町西母里1441番2	田	1,209
安来市伯太町西母里1526番2	田	1,222
安来市伯太町西母里1528番2	田	1,200
安来市伯太町西母里1531番1	田	1,197

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年9月1日	権利の始期から令和11年12月31日まで	23,574

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
安来市伯太町西母里1441番1	後藤 真作樹
安来市伯太町西母里1441番2	後藤 真作樹
安来市伯太町西母里1526番2	後藤 明
安来市伯太町西母里1528番2	後藤 明
安来市伯太町西母里1531番1	後藤 明

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局本局に補償金を供託する。

島根県告示第499号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市伯太町西母里1579番1	田	1,070
安来市伯太町西母里1596番	田	1,223

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
----	----	------	-----------------

水田として利用	令和8年9月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	29,810
---------	----------	----------------------	--------

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地 1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
安来市伯太町西母里1579番 1	後藤 明
安来市伯太町西母里1596番	後藤 明

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局本局に補償金を供託する。

島根県告示第500号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市伯太町赤屋435番 1	田	1,462
安来市伯太町赤屋441番 1	田	2,036
安来市伯太町赤屋441番 3	田	1,302
安来市伯太町赤屋442番	田	1,552
安来市伯太町赤屋442番 1	田	1,702
安来市伯太町赤屋443番	田	451
安来市伯太町赤屋444番	田	341

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年9月1日	権利の始期から令和13年12月31日まで	57,500

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地 1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
安来市伯太町赤屋435番 1	野々村 和元
安来市伯太町赤屋441番 1	野々村 和元
安来市伯太町赤屋441番 3	野々村 和元
安来市伯太町赤屋442番	野々村 和元
安来市伯太町赤屋442番 1	野々村 和元
安来市伯太町赤屋443番	野々村 和元
安来市伯太町赤屋444番	野々村 和元

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局本局に補償金を供託する。

島根県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

周藤 博美 松江市西忌部町1789

島根県告示第502号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行790-12、790-13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

都賀行790-12・790-13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第503号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町富田2613-1、2613-14、2614、2615-1、2618-1、2618-2、2619-1、2619-3

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第504号

令和8年島根県告示第427号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1	糸原 茂
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1、2436－13、2825	山内 健一
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1、2825	部田 昭岳
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1、2437－1、2825	梅木 力一
仁多郡奥出雲町八川1199	小林 徹
仁多郡奥出雲町八川1220、1243、1248、1249、1250、1251、1252、1253、1254、2559－3、2559－5	糸原 トミヨ
仁多郡奥出雲町八川2365－10	部田 和男
仁多郡奥出雲町八川2365－10、2365－88、2365-92から2365－94まで	戸蔵 義盛 藤原 克成 堀江 時雄
仁多郡奥出雲町八川2365－10、2365－88、2365-92から2365－94まで、2377－7	部田 一夫
仁多郡奥出雲町八川2365－92から2365－94まで	堀尾 和男
仁多郡奥出雲町八川2377－12	小川 サダヨ 部田 邦雄
仁多郡奥出雲町八川2437－1	荒木 正 糸原 茂 糸原 恵美子 山内 佳子 山内 健一

仁多郡奥出雲町八川2496－73	杠 潔
仁多郡奥出雲町八川2535－5、2535－24、2535－25、2535－31	渡辺 治登
仁多郡奥出雲町八川2535－11、2535－76	黒川 瞳
仁多郡奥出雲町八川2535－58、2535－59、2535－61、2535－97	西山 登
仁多郡奥出雲町八川2535－42	大西 邦夫
仁多郡奥出雲町八川2541－4	内田 高義
仁多郡奥出雲町八川2541－7、2541－16	糸原 操
仁多郡奥出雲町八川2541－8	糸原 和三郎
仁多郡奥出雲町八川2541－12	佐伯 忠男
仁多郡奥出雲町八川2541－13	藤原 藤蔵
仁多郡奥出雲町八川2541－17、2541－18	佐伯 武
仁多郡奥出雲町八川2576－9	山内 金吾
仁多郡奥出雲町八川2588－1	神田 重雄
仁多郡奥出雲町八川2590－1	部田 昭岳
仁多郡奥出雲町八川2599－7、2611	石橋 秀雄
仁多郡奥出雲町八川2608－3	梅木 幸治
仁多郡奥出雲町八川2609	松浦 愛子
仁多郡奥出雲町八川2639－1、2639－2	小川 国男
仁多郡奥出雲町八川2662－2	堀尾 和則
仁多郡奥出雲町八川2669、2669－2	内田 シノ
仁多郡奥出雲町八川2669－2	小川 勝蔵
仁多郡奥出雲町八川2671－1	小川 国男
仁多郡奥出雲町八川2698－199	小川 武義
仁多郡奥出雲町八川2698－201	佐伯 義一
仁多郡奥出雲町八川2698－205	長谷川 貴夫
仁多郡奥出雲町八川2698－209	小川 要
仁多郡奥出雲町八川2698－210	松崎 榮
仁多郡奥出雲町八川2757－3	糸原 惣市
仁多郡奥出雲町八川2759－24	糸原 英文
仁多郡奥出雲町八川2780－1	小川 達也 小川 繁時 小川 徳市 小川 柳作 小川 國市
仁多郡奥出雲町八川2780－14	渡部 義富
仁多郡奥出雲町八川2780－29	矢川 靖子
仁多郡奥出雲町八川2780－33、2780－35	安部 仁司
仁多郡奥出雲町八川2780－34	小早川 貞利
仁多郡奥出雲町八川2780－36	小早川 貞利
仁多郡奥出雲町八川2780－59	永島 牧子

仁多郡奥出雲町八川2780-61	堅田 光則
仁多郡奥出雲町八川2825	糸原 恵二

島根県告示第505号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	区 間	上り線又は 下り線の別	指 定 年月日
県 道	益田港線	益田市中島町イ370番10地先から同町イ92番1地先まで	上り線	令和8年 9月1日
		益田市中島町イ361番2地先から同町イ27番5地先まで	下り線	

公 告

令和8年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造
 金属熱処理
 機械加工
 非接触除去加工
 工場板金
 仕上げ
 機械検査
 ダイカスト
 電子機器組立て
 電気機器組立て
 自動販売機調整
 空気圧装置組立て
 油圧装置調整
 建設機械整備
 婦人子供服製造
 プラスチック成形
 パン製造

(2) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
 工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）

機械検査（機械検査作業）

シーケンス制御（シーケンス制御作業）

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

和裁（和服製作作業）

菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）

建築大工（大工工事作業）

かわらぶき（かわらぶき作業）

配管（建築配管作業）

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図C A D作業）

金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）

塗装（鋼橋塗装作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業）

機械検査（機械検査作業）

シーケンス制御（シーケンス制御作業）

和裁（和服製作作業）

建築大工（大工工事作業）

配管（建築配管作業）

型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図C A D作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

令和9年1月31日（日）

イ 1級及び2級

職 種	学科試験日
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、金属材料試験	令和9年1月24日（日）
さく井、工場板金、油圧装置調整、冷凍空調和機器施工、和裁、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	令和9年1月31日（日）
舞台機構調整	令和9年2月3日（水）
空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装	令和9年2月7日（日）

ウ 3級

職 種	学科試験日
シーケンス制御、配管、型枠施工	令和9年1月24日（日）
造園、和裁、機械・プラント製図	令和9年1月31日（日）
機械加工、機械検査、建築大工、鉄筋施工	令和9年2月7日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和8年11月27日（金）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間は、令和8年10月5日（月）から同月16日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月16日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受験案内で指定する方法により納付しなければならない。ただし、実技試験

又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

(7) 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	18,200円	3,100円

(4) 1級、2級及び3級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	
和裁、機械・プラント製図	13,300円	

イ アにかかわらず、2級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（規則第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。）又は島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）（いずれも出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において23歳未満の在職中の者（同法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	9,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円	
和裁、機械・プラント製図	4,300円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生等に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	12,100円	3,100円
機械検査	10,100円	
和裁、機械・プラント製図	8,900円	

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等又は島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）及び受検する年度の4月1日において23歳未満の在職中の島根県内の施設若しくは学校の在校生等又は島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）（いずれも出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	3,100円	3,100円
機械検査	2,900円	

和裁、機械・プラント製図	2,900円	
--------------	--------	--

オ ア、イ、ウ及びエにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において23歳未満の島根県外の施設又は学校の在校生等（県外に住所を有する者に限り、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	7,600円	3,100円
機械検査	5,600円	
和裁、機械・プラント製図	4,400円	

カ ア、イ、ウ、エ及びオにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において23歳未満の者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者、在職中の者及び在校生等を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	13,700円	3,100円
機械検査	10,600円	
和裁、機械・プラント製図	8,800円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、令和9年3月12日（金）に島根県商工労働部雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>）で公表する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が令和9年3月中旬に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定及び1級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-6556）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県第7期全県域WAN構築運用保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年7月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
N T T 西日本株式会社 島根支店 支店長 福島 悦子 島根県松江市東朝日町102
- 5 随意契約に係る契約金額
3,267,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

雑**報**

公益信託しまね女性ファンド（令和7年度）の信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（令和8年島根県規則第4号）による廃止前の知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年9月1日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

- 1 信託事務の概要
島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた活動に対し、合計28事業5,167,000円の助成金給付を行った。
- 2 信託財産の状況（令和8年3月31日現在）

資産合計	金208,135,319円
負債合計	0円
正味信託財産	金208,135,319円